

Prunus 属栽植用植物に関する韓国の輸入制限措置について

平成25年8月14日
農林水産省植物防疫所

韓国は、平成21年4月に東京都青梅市、平成24年7月に兵庫県伊丹市でウメ輪紋ウイルス（プラムポックスウイルス）による植物の病気（ウメ輪紋病）が発生したことに伴い、東京都及び兵庫県で生産された*Prunus* 属栽植用植物（果実、種子を除く。）の輸入を禁止する措置を講じているところです。

このような状況の中、今般、韓国は、我が国に対し、本州で生産、こん包された*Prunus* 属栽植用植物（果実、種子は除く）について、平成25年8月19日からその輸入を禁止する旨の連絡がありました。概要は下記のとおりです。

韓国向け*Prunus*属栽植用植物の輸出を計画している場合には、事前に最寄りの植物防疫所等にお問い合わせください。

記

1. 禁止対象地域：本州（北海道、四国、九州、沖縄は対象地域外）
2. 対象植物：*Prunus* 属植物の苗木、穂木及び接ぎ穂を含む栽植用植物（果実、種子を除く）
3. 適用月日：2013年8月19日以降に日本から発送される植物

（本情報に関する韓国側アドレス）

http://www.qia.go.kr/viewwebQiaCom.do?id=34108&type=3_8jkszcs

（各植物防疫所の連絡先は、以下のアドレスを参照ください。）

<http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html>